別添１

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔法律〕
○民法等の一部を改正する法律（三四）　四
○公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（三五）　六
○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（三六）　八
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（三七）　一〇

〔政令〕
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理等に関する政令（二七）　三八

〔省令〕
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（財務四）　四〇
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　四八
○児童福祉法施行規則及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一四）　四八
○賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令（同一五）　五〇
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一五）　五四
○船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一二）　五五
○自動車登録番号標交付代行者規則及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（同一四）　五七

〔告示〕
○製造たばこに係る広告を行う際の指針の全部を改正する件の一部を改正する件（財務四〇）　五七
○タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこを定める件の一部を改正する件（同四一）　六〇
○たばこ事業法施行規則第三十六条第七項に基づき財務大臣が定める件の全部を改正する件（同四二）
○たばこ事業法施行規則第三十六条第十一項に基づき財務大臣が定める件を廃止する件（同四三）　六三
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（厚生労働三三）
○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令附則第二項の規定に基づき、自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領等の一部を改正する件（国土交通一七七）　六三

本号で公布された法令のあらまし

◇民法等の一部を改正する法律（法律第三四号）

（法務省）

一　民法の一部改正関係

1　特別養子縁組の成立の請求時に一五歳に達している者は、特別養子縁組における養子となることができないものとすることとした。ただし、養子となる者が一五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されており、かつ、一五歳に達するまでに特別養子縁組の成立の請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、この限りでないこととした。（第八一七条の五第一項前段及び第二項関係）

2　特別養子縁組が成立するまでに一八歳に達した者は、特別養子縁組における養子となることができないこととした。（第八一七条の五第一項後段関係）

3　養子となる者が一五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならないこととした。（第八一七条の五第三項関係）

二　家事事件手続法の一部改正関係

1　特別養子縁組の成立の審判事件

(一)　特別養子縁組の成立の審判事件における養子となるべき者は、特別養子適格の確認（養子となるべき者について民法第八一七条の六に定める要件があること及び同法第八一七条の七に規定する父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下同じ。）の審判（後記2）又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判（後記3）を受けた者でなければならないこととした。（第一六四条第二項関係）

(二)　特別養子縁組の成立の審判事件の手続について、養子となるべき者の親権者等の手続関与の制限、一五歳に達した養子となるべき者に対する審判の告知及び一五歳未満の養子となるべき者についての即時抗告期間に関する規定を新設することとした。（第一六四条第三項、第四項、第九項ただし書及び第一五項関係）

第八十一条の見出し中「届出」の下に「等」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合（職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。）には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（書類の保存）

第八十一条の二　労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第三十八条第六項、第四十三条第九項並びに第四十八条第四項及び第九項の規定による確認に関する書類（その保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。

第八十二条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「より、事業主等」の下に「（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロから二までに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができる。

第八十五条の二第二項中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に、「事業主等」を「事業主等（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロから二までに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）」に改める。

第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の四　第七十七条の二第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条第二号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改める。

附則第三条第二項中「第七十八条第一項」を「第七十八条第二項」に改める。

附則第四条第八項中「第四十八条第六項」を「第四十八条第八項」に改める。

附則第五条第一項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の改正規定、第五十二条第二項の改正規定、第八十二条の改正規定、第八十五条の二第二項の改正規定、第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号の改正規定並びに第九十一条第二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日

二　第三十七条第二項の改正規定、第三十八条第一項の改正規定（「限る。」の下に「第七十九条第一項及び第八十一条第二項を除き、」を加える部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、第四十条の改正規定、第四十三条の改正規定、第四十五条第一項第二号及び第四十五条の二第一項第一号の改正規定、第四十八条の改正規定、第五十条第四項の改正規定、第五十四条第五項及び第五十五条第三項の改正規定、第五十六条第七項の改正規定、第七十八条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、第七十九条の改正規定、第八十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条第二項の改正規定、附則第四条第八項の改正規定並びに附則第五条第一項の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第七条の二第一項に規定する障害者活躍推進計画作成指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

２　新法第七条の三第三項の規定による助言は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣官房関係（第一条・第二条）
第二章　内閣府関係等
第一節　本府関係等（第三条―第八条）
第二節　国家公安委員会関係（第九条―第十六条）
第三節　個人情報保護委員会関係（第十七条・第十八条）
第四節　金融庁関係（第十九条―第三十九条）
第五節　消費者庁関係（第四十条）
第三章　総務省関係（第四十一条―第四十九条）
第四章　法務省関係（第五十条―第五十九条）
第五章　財務省関係（第六十条―第六十六条）
第六章　文部科学省関係（第六十七条―第七十三条）
第七章　厚生労働省関係（第七十四条―第百七条）

第八章　農林水産省関係（第百八条―第百十六条）
第九章　経済産業省関係（第百十七条―第百四十条）
第十章　国土交通省関係（第百四十一条―第百六十五条）
第十一章　環境省関係（第百六十六条―第百七十三条）
第十二章　防衛省関係（第百七十四条）
附則

第一章　内閣官房関係

（国家公務員法の一部改正）

第一条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「且つ」を「かつ」に、「中から」を「うちから、」に改め、「、これを」を削り、同条第二項中「、これを」を削り、同条第三項第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「犯し」を「犯し、」に改め、同項第三号中「第三十八条第三号又は第五号」を「第三十八条第二号又は第四号」に改め、同条第四項中「もつ」を「有する」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その中」を「そのうち」に、「同一政党」を「同一の政党」に改める。

第二十七条の見出しを「(平等取扱いの原則)」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第三十八条第五号に規定する」を「第三十八条第四号に該当する」に、「の外」を「ほか」に改める。

第三十八条中「の定める」を「で定める」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し、」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第七十六条中「の一」を「(第二号を除く。)のいずれか」に、「に定める」を「で定める」に、「除いては」を「除くほか」に改める。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第二条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第二章　内閣府関係等

第一節　本府関係等

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第三条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第四十三条の二及び第四十三条の三中「第二十条第五号」を「第二十条第四号」に改める。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第四条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、への前に次のように加える。

ホ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第五条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第四項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十九条の二第一項中「(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正）

第六条　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正）

第七条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四　心身の故障により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三項第一号ニを次のように改める。

ニ　心身の故障により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

（国会職員法の一部改正）

第八条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十条中「の一」を「(第二号を除く。)のいずれか」に改める。

第二節　国家公安委員会関係

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第九条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三百四十条第一項第二号中「第十五条第二項第一号イからヌまで」を「第十五条第二項第一号ロからヌまで」に、「限る。）」を「限る。）又は第三十一条第一項各号（第二号を除く。）」に改める。

第三百四十三条第二項第一号中「第十五条第二項第一号イからヌまで」を「第三十一条第一項各号」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第百二十条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第五十条第二項中「第七条各号の一に該当する者又は第五十三条の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第七条第一号又は第二号に掲げる者

二　第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

三　心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「から第四号まで」を「又は第五十条第二項第三号若しくは第四号」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第百二十一条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十五条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（武器等製造法の一部改正）

第百二十二条　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号ニを次のように改める。

ニ　心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（商工会法の一部改正）

第百二十三条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号を次のように改める。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十二条第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　未成年者

（技術研究組合法の一部改正）

第百二十四条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第百二十五条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の三十六第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第百二十六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第百二十七条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三　心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第三十条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第百二十八条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正）

第百二十九条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十九条第三号中「製造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百三十条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正）

第百七十二条　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号、第五十一条第二号イ及び第六十四条第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第百七十三条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（引取業に関し行った行為の取消しの制限）

第十条の二　引取業者（個人に限り、未成年者を除く。）が当該事業に関し行った行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

第十一条中「前条」を「第十条」に改める。

第四十五条第一項第一号を次のように改める。

一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十六条第一項第一号を次のように改める。

一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十二条第一項第二号イを次のように改める。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十二章　防衛省関係

（自衛隊法の一部改正）

第百七十四条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の一」を「前項第一号又は第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第百二条、第百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定　公布の日

二　第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定　公布の日から起算して六月を経過した日

三　第百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定（同条第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第百四十六条（建築士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二条の三第二項、第二十六条の五第二項及び第三十八条第五号の改正規定を除く。）の規定　令和元年十二月一日

四　第百七十一条の規定　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条　この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用に係る経過措置）

第四条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第二十六条第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項に規定する特定退職（施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条及び附則第十条において「旧国家公務員法」という。）第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した場合に限る。）をした者に係る国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであっても、第五十九条の規定による改正後の信託法第七条、第五十六条第一項（同法第百二十八条第一項、第百三十四条第一項及び第百四十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第百二十四条（同法第百三十七条及び第百四十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。